

会費規程

- 第1条 本規程は定款第8条に定める入会金及び会費について必要事項を定めるものとする。
- 第2条 正会員、準会員及び賛助会員は、別紙に定められた会費区分に基づく入会金及び年会費（基本年会費+店舗数加算+役付加算(理事会社のみ)）を納付する。
- 第3条 特別会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。
- 第4条 第2条に定める年会費のうち基本年会費及び店舗数加算は、入会が承認された翌月から起算した月割額とする。ただし、入会金及び役付加算については全額とする。
- 第5条 入会金及び年会費は、現金一括納入を原則とし、指定された期日までに本協会が指定する銀行口座への振込みにより納入しなければならない。
- 第6条 会員がすでに納入した入会金及び年会費はいかなる場合であっても返還しない。
- 第7条 会員は、定款及び会員規程の規定により会員の資格を喪失しても、会費等の滞納がある場合は、当該債務を継続して履行する義務を負う。
- 第8条 正会員が正会員の資格を失い準会員になった場合、また準会員が正会員の資格を得て協会所定の手続きを経て正会員になる場合には、入会金を免除する。
- 第9条 この規程の変更又は廃止は、理事会の協議を経て社員総会の決議により行う。ただし、加入促進施策等一時的に期限を定めた入会金及び会費の変更は理事会の議決を経て行うことができる。

別表)

附則

この規程は、2015年1月14日から施行する。

2015年1月14日 制定

2015年1月14日 施行

2015年5月7日 改訂

2016年6月3日 改訂

2017年6月2日 改訂

2018年6月8日 改訂

2019年6月7日 改訂

2021年6月4日 改訂

別表

単位：千円

| 区分 | 項目 | | 金額 | 備考 | |
|------|-----------------|-----------------|------------------|--------|--------|
| 正会員 | 入会金 | | 100 | | |
| | 年会費 | 基本年会費 | 120 | | |
| | | 店舗数加算 | 一次代理店としての直営店舗 | 12 | 単金/1店舗 |
| | | * 事業者係数付与 | 運営委託店舗・運営受託店舗 | 6 | 単金/1店舗 |
| | | 役付加算 | 会長 | 1500 | |
| | | | 副会長 | 1000 | |
| | | | 理事（売上高 100 億円以上） | 500 | |
| | | | 理事（売上高 100 億円未満） | 200 | |
| | | | 理事（売上高 50 億円未満） | 100 | |
| | 理事（売上高 25 億円未満） | 50 | | | |
| 準会員 | 入会金 | | 50 | | |
| | 年会費 | 基本年会費 | 60 | | |
| | | 店舗数加算 * 事業者係数付与 | 6 | 単金/1店舗 | |
| 賛助会員 | 入会金 | | 100 | | |
| | 年会費 | 基本年会費 | 120 | | |

注1) 店舗数加算の考え方は以下の通りとする

「保有店舗数 × 単金 × 事業者係数」

* 保有店舗数は年会費の対象年度の4月1日時点で会員が保有するキャリアショップ店舗数とし毎年見直すものとする

* 事業者係数は、移動体通信事業者（MNO）の携帯電話契約数における事業者別シェアをもとに計算する携帯電話契約数におけるシェアの最も高い事業者の係数を1とし、他事業者の係数を小数点第2位まで求める

* 携帯電話契約数における事業者別シェアは、年会費対象年度の前年度3月までに総務省が発表する「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」等よりMNOに係る数値を用いることとし、理事会の承認を得て見直すものとする。

注2) 正会員の一次代理店としての直営店舗の店舗数加算は300万円、運営委託店舗・運営受託店舗の店舗数加算は150万円を上限とする

注3) 準会員の店舗数加算は 150 万円を上限とする

注4) 正会員・準会員の店舗数加算は、売上高 1,000 億円未満の会員については、100 万円を上限とする

注5) 売上高の根拠は、携帯電話事業とする。但し不明の場合は全社売上とする